

長野市に専門家（司法書士）を派遣しました！ ～代表がいなくなった空き寺院を活用するための相談～

●相談内容

Q₁「宗教法人が使用していた空き寺院から市道に瓦が落下する危険があり、所有者を特定したうえで、落下防止措置等を実施したい。」

Q₂「立地条件が良いので空き家のままにせず、活用したいが方法はあるか。」

●相談状況



今回の相談は、1回目を実施し、3週間後に2回目を実施まず、集めた資料で相談を行い、その結果を受けて必要な資料を集め、各方面に確認

- ・土地謄本の表題部所有者欄には「〇〇町共有」と記載されており、保存登記について法務局に相談したところ、表題部登記がされた当時の〇〇町住民全ての相続人の持ち分にするしかないと考えられること
- ・宗教法人にも法人登記が存在し、法務局で確認することができる。
その中には、財産処分等に関する定めを記載する欄が存在する。
- ・宗教法人の財産処分の権限は、通常は代表役員（役員は通常3名）にある
- ・代表役員が死亡等でいない場合には、権限は本山に移り、継続又は解散を判断
- ・県内宗教法人の許認可は、長野県私学・高等教育課で確認可能

【今後の方針について】

- ・屋根に穴が開いており、構造体の痛みを確認するため「立入調査」を検討
- ・必要があれば、雪が降る前に屋根にブルーシートを掛ける保全措置を略式代執行で行なうことを検討
- ・不在者財産管理人の選任等の必要な手続きを取り、土地を活用したい